

令和3年度 トラック用タイヤチェーン導入促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和3年10月1日～令和3年10月29日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1セット未満切捨て、但し最低数は1セット）

(2) 2次受付期間 令和3年11月1日～令和3年12月24日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和3年4月1日から令和4年1月31日の間に、トラック用タイヤチェーンを**新品購入（現金・割賦販売）**または**リース**で装着する際の導入費用（除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象商品

(1) 走行装置に確実に取り付けことができ、かつ安全な運行を確保する商品。

装着にあたっては、道路運送車両法の保安基準に抵触しないこと。

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1セット当たり）導入費の1/2、上限15,000円

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協 150万円

5. 鳥ト協の助成上限数（1事業者）

①トラック用タイヤチェーン……………5セット

6. 申請時提出書類

①トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する商品のメーカー名・商品名・商品サイズ・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和4年2月28日（月）

提出書類

①トラック用タイヤチェーン導入促進助成事業実績報告書兼請求書（様式3）

②請求書（写）…導入商品のメーカー名・商品名・商品サイズ・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

③領収を確認できるもの（領収書等（写））

④リース契約書（写）・商品のメーカー名・商品名の記載があるもの

⑤装着する車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 令和2年3月24日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)は、大雪時の道路交通を確保し、雪道での安全運行をするために、事業用貨物自動車車両に装着するタイヤチェーンの導入費用の一部を助成する。

(対象商品)

第2条 助成の対象となるタイヤチェーンは、走行装置に確実に取り付けることができ、かつ安全な運行を確保する商品とする。

2 商品の装着にあたっては道路運送車両法の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入(以下「購入」という。)またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者(以下「会員事業者」という。)の、その際の導入費用(除く消費税)に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第4条 商品を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、導入費用の1/2、上限15,000円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限対象数)

第6条 1 会員事業者に対する助成対象数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、商品の導入が完了したときは、様式3の「トラック用タイヤチェーン導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった商品が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は令和元年7月24日より施行する。

令和2年3月24日 一部改正(令和2年4月1日施行)

第5条